

コンセントチェッカー貸出基準

(目的)

第1条 市内の住宅、事業所等の電気配線及びコンセント（以下「配線等」という。）の状態を確認してもらうことで、配線等の不具合に起因する火災を未然に防ぐことを目的とし、予防課が所管するコンセントチェッカー（以下「貸出機器」という。）の貸出方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 貸出機器は、Zeroplus Technology Co.Ltd 製「ワイヤーケア」とする。

(貸出対象)

第3条 貸出対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 木更津市に住所を有する個人
- (2) 木更津市に建物を所有している個人、団体又は法人
- (3) 木更津市で事業活動をしている団体又は法人
- (4) (1)から(3)に該当する者の委任を受けた代理人

(貸出費用)

第4条 貸出費用は、無料とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出日翌日から起算して3日以内とする。ただし、貸出機器を使用する建物が複数棟ある場合又は大規模である場合は、実態に即した日数とすることができる。

(貸出・返却場所)

第6条 貸出場所及び返却場所は、木更津市消防本部庁舎2階の消防署窓口とする。

(借用申請)

第7条 借用者は、電話、ファクス又はロゴフォームにより貸出期間を予約するものとする。

- 2 借用者は、貸出日当日、前条の窓口にコンセントチェッカー借用申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。
- 3 借用者は、前項の規定によりコンセントチェッカー借用申請書を提出する際は、住所及び氏名が記載された公的証明書（運転免許証等）を提示するものとする。

(禁止事項)

第8条 借用者は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 第三者への貸出し

(2) 営利目的での使用

(3) 貸出機器の改造

(破損・紛失)

第9条 貸出機器を故意又は過失により破損、故障又は紛失させた場合は、借用人は損害を賠償しなければならない。

(事故の免責)

第10条 木更津市は、貸出機器の使用により発生した感電事故、配線器具の故障等に対し、一切の責任を負わないものとする。

附則

1 この基準は、令和7年9月1日より運用する。

コンセントチェッカー借用申請書

コンセントチェッカー「ワイヤーケア」の借用に当たり、下記の使用条件に同意します。

記

- 1 返却期日内に返却する。
- 2 故意又は過失により破損、故障又は紛失させた場合は、同等品を弁償する。
- 3 第三者への貸出し、営利目的での使用、コンセントチェッカーの改造など、不正な利用又はそれを助けるような行いやその他法令に違反するようなことなどは行わない。

令和 年 月 日

借用者（受付番号 _____）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

----- < キ リ ト リ > -----

コンセントチェッカーの貸出しについて

- 1 コンセントチェッカー及び取扱説明書は、令和 年 月 日（ ）までに返却してください。
返却場所は、木更津市潮見2-1 木更津市消防本部庁舎2階の消防署窓口です。
- 2 故意又は過失により破損、故障又は紛失（以下「破損等」という。）させた場合は、同等品を弁償していただきます。破損等させた場合は、次の窓口にご連絡ください。
 - (1) 平日の8時30分から17時15分まで
0438-23-9183 木更津市消防本部 予防課
 - (2) 上記以外
0438-22-0119 木更津市消防署
- 3 第三者への貸出し、営利目的での使用、コンセントチェッカーの改造など、不正な利用又はそれを助けるような行いやその他法令に違反するようなことなどは行わないでください。
- 4 コンセントチェッカー使用により感電事故、配線器具の故障などが発生した場合でも、市は一切の責任を負いません。
- 5 コンセントチェッカーによる測定結果は目安であり、測定結果を市は保証しません。
- 6 コンセントチェッカーの使用に併せ、コンセント接続口周囲と電源プラグの汚れを清掃し、トラッキング火災を予防してください。